

Ⅲ 子ども健康相談士資格認定要件細則

本細則は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定規則Ⅰの4.に基づいて定めるものである。

1.申請要件

子ども健康相談士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしていなければならない。ただし、必要ポイントを満たしていれば中級や上級からでも申請できる。

1) 基礎資格

(1) 本学会の会員として 継続して 3 年以上所属していること。

① 継続して 3 年間会費を納めていること。

② 未納の年度があった場合は、納付すること。

(2) 教職経験（指導主事・管理職・臨時的任用教員・非常勤職員・大学等養成機関での教員等を含む）を 3 年以上有すること。

① 教職経験のない者は、健康相談に関わる業務が 3 年以上有すること。

② 週に 2 日以上の実務を、年間を通して継続した場合を 1 年として数えることができる（年間 70 日程度以上）。

③ 不明な点は、認定委員会に問い合わせる。

2) 研修実績

以下に示される研修分野において健康相談・健康相談活動に関連する研修経験を持つこと。

(1) 研修領域

健康相談・健康相談活動に関して、理論（A 領域および B 領域）及び方法（C 領域）、研究（D 領域）の 4 領域にわたる研修・研究経験が求められる。

(2) 研修実績の算定

各領域の内容及びポイント数は別表 1 のとおりとする。ただし、中級から申請する場合の必要ポイント数は初級及び中級の合計必要ポイント数と、上級から申請する場合の必要ポイント数は初級、中級及び上級の合計必要ポイント数とする。

なお、関連学会等での研修受講経験等も認めることがある。この場合、修了証などの証明できる資料が必要となる。

(3) 発表・出版の実績（上級のみ）

発表は本学会の夏季セミナーや学術集会を原則とし、関連学会等の発表も認めることがある。

また、出版は、次の通りとする。

① 本学会学会誌や他の関連学会学会誌、養護教諭向け雑誌等において、申請時に、口頭・ポスター発表は 2 件以上、論文発表・誌上発表は 1 件以上の発表があること。

② 発表は筆頭者であること。

③ 申請しようとする年度に、申請の後に発表を予定している場合は、その内容と資料を資格認定委員会に送付すること。

3) 学術集会への参加

資格認定申請をする年度の前、直近5年間に本学会夏季セミナー、学術集会等に3回以上参加していること。

別表1「子ども健康相談士」取得のために必要な領域別ポイント一覧表

* 60分～90分の講義・演習を1ポイントとする

段階		初級	中級	上級	
必要ポイント数		10ポイント以上	18ポイント以上	24ポイント以上	
A領域	健康相談・健康相談活動の基本	I: 歴史・定義・法的根拠	3ポイント以上	5ポイント以上 ただしIIは必須とする	7ポイント以上
		II: プロセス及び方法			
		III: 現代的健康課題			
B領域	健康相談・健康相談活動の関連諸理論	I: 医学	3ポイント以上	5ポイント以上	7ポイント以上
		II: 心理学			
		III: 福祉／行政			
		IV: 看護学			
		V: 学校教育			
		*ただし、初級・中級でI～Vをすべて受講する			
C領域	健康相談・健康相談活動の実践	I: 心身の観察・情報収集	4ポイント以上 ただし、I II IIIは必須	8ポイント以上 ただしIV Vは必須	10ポイント以上
		II: 問題背景の分析・判断			
		III: 解決のための支援			
		IV: 関係者との連携			
		V: 記録・評価			
D領域	健康相談・健康相談活動の可視化	事例研究・発表・論文			誌上発表、学会発表、研究発表等

2. 認定要件

1) 必要条件

Ⅲの1.の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

認定委員会によって行われる書類審査、面接を経て、資格取得相当の知識と理論及び技能を持つと認められること。

3) 倫理綱領の遵守

子ども健康相談士資格取得にあたり倫理規範を含む健康相談・健康相談活動実践については、学会が定める倫理綱領を遵守すること。申請者はこれを遵守する旨の誓約を申請時に行うものとする。

3.更新要件

子ども健康相談士資格の有効期限は5年間とし、これを更新することができる。更新には子ども健康相談士資格更新細則に示された研修実績をもって所定の手続きを行う必要がある。

4.附則

本規定は、2018年（平成30年）3月4日より実施する。